

皆さん御承知のとおり、予算の審議についての賛否は、総論賛成、各論反対の対応として、一部修正という方法がありますが、決算認定は賛成か反対か意思表示しかありません。このことから、私はあえて断腸の思いを持って次のことを指摘し、平成 23 年度志免町一般会計歳入歳出決算認定について反対の討論をいたします。

昨今、地方自治運営は、財政難のあおりを受け、いかに自らを改革するかが問われ、我が志免町も町長ほか職員の皆さんは血のにじむ思いで無駄を省き、効率的、効果的な自治運営に日々邁進されております。

行財政改革を初め、非難を浴びながらも強い意志で進めている補助金制度の見直しや緊急財政健全計画の推進も、その一環であります。それらが全て順調に推移しているかどうかは別として、少なくとも決算の数字が物語るように、他町との比較においても、その努力は高く評価するに値します。

一方、地方自治運営は行政そして議会という二元代表制で運営しているわけで、議会の使命の大きな一つに、議会が議決決定した政策を行う執行機関の行財政運営、事務事業、これらの実施が適法、適正に、しかも公平、効率的になされているか批判し、監視することにあります。この前提のもとに、今議会でも決算そして予算等について、町長や職員に対して厳しい指摘と追求を議会は行っているわけです。

しかし一方、議会そして我々議員は内々に対してはどうでしょうか。決算認定の中には我々議会の経費も含まれているわけで、その一つを見て私は愕然といたしました。それは、議会費の中の車借り上げ料、つまりタクシー代であります。

平成 23 年度の予算は 30 万円ですが、決算つまり使われたタクシー代は 41 万 2,970 円、11 万 2,000 円もオーバー、執行率は何と 137.7%です。

金額の大小に閉係なく全て血税です。考えられない内容です。決算審議の中で議会事務局に「特別にオーバーする理由があったのか」と問いますと、「理由はわかりません」との回答でした。これも信じられないことですが、タクシー代は、その用途の多くは議長であり、また他の使用許可は議長権限であり、どう使われるのか、また使われたのか、その中身は事務局が把握することは現状では困難かもしれません。つまり、全て議長権限であり、責任でもあります。

本来、予算をオーバーするのであれば、その理由を述べ、補正を組んで議会に問うのが当たり前のことであります。

ちなみに、平成 18 年の決算、私が議長就任の前年、つまり現議長のときですが、平成 18 年は、61 万 4,000 円です。19 年から私ですが、19 年は 30 万 8,000 円、半減させました。20 年は 30 万 3,000 円、21 年は 25 万 2,000 円、そして 22 年は 19 万 2,000 円と削減してまいりました。それが今決算の 23 年は 41 万 2,000 円、20 年に対して倍以上の 22 万円の増、前年比何と 214.6%です。

議員数も減り、遠方への委員会視察も 23 年はなく、公務での使用も減少したと思われませんが、なぜ倍以上のタクシー代なのか。予算も大幅にオーバー、前年比も倍以上、そしてその理由も不明、前代未聞の決算内容と報告であり、このような決

算を承認できるでしょうか。町民や職員に何と説明できますか。少なくとも予算内におさめるべきです。

また、今決算は、昨年6月議会で議長より唐突に予算計上され、大紛糾をし、昨年の議会報告会でも町民の方から厳しい意見と指摘を受けた新人議員の国会視察ほかの特別旅費58万8,000円の決算認定でもあります。

このことの詳細は申しませんが、冒頭申し上げましたように金額の大小ではなく、批判し、監視する立場の議会がこのような経費の使い方、あり方を放任し、行政執行部側の決算について厳しい指摘やチェックをすることが許されるでしょうか。

私は、今決算の執行部側の中身の多くは本当に血のにじむような職員の努力の結果の決算と深く感謝し、賛成をしたいのですが、しかし一方、襟を正すべき議会がこのような決算のあり方、これを黙認し、放任し、賛成することは絶対できません。

断腸の思いで議会の関係者に警鐘と自戒を促す意味で、反対の討論をいたします。